

第3章

頻繁な改正を適切に理解しておきたい ベトナムにおける 税務調査の傾向と対策

KPMG Limited
公認会計士 谷中 靖久

KPMG Limited
公認会計士 西井 康雄

●ベトナムの税務調査においては、論点の把握、法規制の理解が肝要である。

●当局の指摘が法規制に準拠していないケースもあるため、指摘事項についての事実や、法令の解釈を確認し、ロジカルに反論することが必要であり、安易に議事録への署名を行わないことが重要である。

●近年、移転価格税務調査およびグループ間費用の否認が重要論点となっている。移転価格文書の作成はもとより、比較対象企業の選定、移転価格外要因の妥当性の説明およびグループ間費用の支払の合理性の説明など、日本本社およびマネジメントの直接の関与、説

明が必要な場面があることから、想定される論点について、会計事務所等を利用しながら事前に把握することが重要である。

はじめに

ベトナムでは、外資系企業を含む企業への税務調査件数は引き続き増加している。これは経済成長率が当初ベトナム政府が想定した率には及ばず、特に政府の歳入が歳出および歳入予算に比べて不足していることに起因している。この結果、歳入確保のプレッシャーにより税務当局の姿勢の強化をもたらし、必ずしも知識・経験が豊富でない税務担当官が税務調査を担当することで、税務

調査をより難しいものとしている。このような状況からベトナムにおいて税務調査の概要とその主要論点を理解することは非常に重要である。

税務調査の概要

(1) 税務調査の流れ

税務調査が行われる場合、一般的には税務当局より連絡が入り、過去の財務書類や確定申告書といった書類や会計データの提出が求められ、税務当局内部においてデスクトップレビューがなされる。

その後、正式に税務調査に入る場合には書面による通知(実施期間や対象税目の通知)が税務当局によりなされる。書面による通知なしに税務調

査に入ろうとする担当官も見受けられるが、書面による通知は租税行政法通達Circular 156/2013/TT-BTCで定められているため、書面通知がないことを理由に、税務調査の受入を拒否することが可能である。

書面による通知がなされて最大10営業日の準備期間が許容されているため、たとえば3日後に税務調査が入ると通知を受けても、準備期間としてこれを延長することが可能であり、税務調査の延期申請も理由により認められることがあり、その場合は通知を受けてから5営業日以内に書面による延長申請を行うことになる。

税務担当官による実地調査は原則10営業日(最大20営業日)以内とされている。この10営業日は通算累計期間であり、税務調査によっては1週間に一度、午前中だけといったこともあるため、実際には数カ月にも及ぶことがある。実地調査でサンプルベースでのチェックが行われ、担当官からの質問に対して説明が求められる。

税務調査のなかで重大なコンプライアンス違反が認められた場合、税務調査延長の措置がとられ、税務査察と呼ばれる詳細な調査が行われる。当初より税務査察が実施される